

第5次北本市地球温暖化対策実行計画（区域施策・事務事業編）（案）
パブリック・コメント結果

1 意見募集期間

令和5年11月20日（月）から令和5年12月20日（水）まで

2 意見提出者数 2人

3 意見件数 6件

4 意見提出方法の内訳 電子メール0件、直接書面による提出2件

5 意見内容

意見の内容（要約）	市の考え方（回答）
(1) 子供が通っている小中学校体育館について未だに水銀灯の器具が取り付けられている。すでに水銀灯は製造禁止になっていることから省エネのLED化にすることでゼロカーボンに貢献できると思う。近隣の上尾市などは災害時のことも考え無線調光の高天井器具を設定しているみたいで災害時のことも考えており、LED化するなら無線調光のほうが良いと思う。また、先日新聞で蛍光灯も2027年製造禁止と報道されたので、電気代高騰もあり、蛍光灯もLED化することで財政の負担が減るので早急にLED化への交換を要望する。	34頁重点プロジェクトI省エネルギー機器の導入促進に基づき、可能な限り施設（設備）の高効率照明化に努めます。
(2) この計画案の立案過程がわからない。本文中、様々な取組について、市民・事業者が主語となり、「努めます」「検討します」「図ります」と記述があるので、市民、事業者も立案に参画し、合意を得ているはず。どのように合意を得たのか立案過程を明記してほしい。	本計画については、市民等で構成する北本市環境審議会において検討されております。立案過程について「計画策定の経緯」として資料編に掲載いたします。なお、立案過程について、審議会議事録をホームページに公表する予定です。

<p>(3) 目標値と言えるものが、46.0%の削減しかない。46.0%の削減を達成するために、太陽光発電、高性能住宅、次世代自動車などをどの程度普及して、どの程度削減するのかという個別目標があるべきではないか。また、個別の目標がない状態でどのように計画の進行管理を行うのかも疑問である。</p>	<p>32 頁 4「市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減目標」のとおり、国及び県が定める削減目標に寄与するため、削減目標を設定しています。</p> <p>ご指摘の個別目標については、今後検討してまいります。また、計画の進行管理については、60 頁第 7 章(1)区域施策編の推進体制、61 頁(2)事務事業編の推進体制でお示しのとおり、『区域施策編』では北本市環境審議会、北本市環境調整会議、『事務事業編』では北本市環境調整会議、北本市環境調整検討部会において、計画の目標達成状況の点検や関係部局間での施策の調整や連携を行うことにより、本計画の進捗管理を行います。</p>
<p>(4) 北本市役所の 2022 年度の排出量は、2013 年度比で 6.5%増えている。市役所の削減目標は 2030 年度で 2013 年度比 46.0%と削減しているが、市域全体では 2013 年度から 2020 年度までに 24.7%削減している。市域全体で 2030 年度までに 2013 年度比で 46.0%削減するのと、市役所の活動で 46.0%削減するのとでは、困難度が全く異なる。市役所で排出量が増加している原因を分析することと、その結果を元に今後どのような取組でどのくらい削減するのかを明記してほしい。</p>	<p>32 頁温室効果ガス排出量の実績値と目標値において、温室効果ガス排出量が増加している要因としては、基準年度である 2013 年度が旧庁舎の時点であり、2022 年度は、庁舎の建て替えに併せて児童館を新設した後の数値となります。建築面積が増加し、エネルギー使用量の増加に伴い温室効果ガス排出量が増加したこと、さらに 28 頁の円グラフにお示しのとおり、北本市役所における 2022 (令和 4) 年度のエネルギー別温室効果ガス排出割合は電気が 76.3%となっており、地球温暖化に伴う気候変動によるエアコンの使用頻度の増加が要因と分析しております。</p> <p>今後の北本市役所の取組としては、本計画内 33 頁からの第 5 章、37 頁からの第 6 章で削減目標の達成に向けた施策としてお示しする通り、推進してまいります。</p>

<p>(5)37 頁に「埼玉県の削減効果の対策のうち、本市で考え得る対策を抽出し市内の製造品出荷額や世帯数等の活動量を基に推計しました」とあるがどのように推計したのか不明である。参考資料でもかまわないので、推計の内容を掲載してほしい。</p>	<p>国の「地球温暖化対策計画」において掲げられた取組から、埼玉県が各部門における対策の進捗状況を加味して抽出した取組のうち、本市の概況に即した取組について、部門別に按分しております。</p>
<p>(6)38 頁の排出見込み量の表は、削減見込み量に不確定要因が多く、あくまで参考値に過ぎないはず。この表を示すことで「国や県に任せていれば自然と 46.0%削減の目標が達成できる」と受け取られることがないよう、書き方を改めてほしい。また、電力排出係数次第で達成できるかどうか決まることになる。電力排出係数について詳しく解説してほしい。</p>	<p>削減目標達成には、市民及び事業者の協力が不可欠であるため、行政・市民・事業者の三者協働により取組を推進していく旨を示しております。国や県任せではなく本計画内 33 頁からの第 5 章及び 37 頁からの第 6 章で削減目標の達成に向けた施策としてお示しする通り、推進してまいります。</p> <p>また、ご指摘いただきました電力排出係数の解説については、用語解説として資料編に掲載いたします。</p>